

【給付金・保険金等のお支払いについて】

給付金・保険金等は普通保険約款(特約条項)の規定にもとづいてお支払いいたしますが、以下のように給付金・保険金等をお支払いできない場合があります。

●支払事由に該当しない場合

- 「入院」が普通保険約款(特約条項)に定める支払事由にあてはまらない場合
入院された日数が普通保険約款(特約条項)に定めた日数に満たない場合
入院先が普通保険約款(特約条項)に定める医療機関(病院等)でない場合
治療を伴わない入院の場合 など
- 「手術」が普通保険約款(特約条項)に定める支払事由にあてはまらない場合
- 入院給付金や高度障害保険金などについて、当社が保障の責任を開始する前に生じた不慮の事故や病気を原因とする場合

●支払事由に該当しても給付金または保険金等をお支払いできない場合

- 普通保険約款(特約条項)に規定された「給付金または保険金等をお支払いできない場合」に該当した場合は、給付金または保険金等をお支払いできません。「給付金または保険金等をお支払いできない場合」はご契約内容によって異なりますが、「契約後所定の期間内の自殺」や「受取人の故意による支払事由の発生」などがその例です。
- 普通保険約款(特約条項)に定めたお支払日数の限度まで既に入院給付金等をお支払いしている場合

●告知義務違反による解除の場合

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違する場合は、ご契約が告知義務違反により解除となり、給付金・保険金等のお支払いができないことがあります。

●重大事由による解除、詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合

- 「給付金や保険金等を詐取する目的で事故を起こしたとき」などの重大事由でご契約が解除となった場合、また、保険契約について詐欺行為による契約取消や給付金・保険金等の不法取得目的の行為があり、ご契約が無効となった場合には、給付金・保険金等のお支払いはできません。

*ご契約内容によっては、上記内容が異なる場合がありますので、必ずご加入のご契約内容をご確認ください。